

公募型プロポーザル方式にかかる手続開始のお知らせ

次のとおり企画提案書の提出を求めます。

平成23年11月15日

世田谷区

1 業務概要

- (1) 件名 世田谷区立経堂図書館業務一部委託
- (2) 履行場所 世田谷区立経堂図書館 世田谷区宮坂三丁目1番30号
- (3) 期間 平成24年4月1日から平成29年4月30日
- (3) 対象業務概要
 - 開館・閉館及びそれに伴う業務
 - 図書等の貸出及び返却、利用登録、予約処理等の業務
 - そうだん窓口業務
 - その他図書館運営に係る業務相談詳細は、企画提案要求説明書参照のこと。

2 参加資格

法人で、以下の要件を満たすもの。

地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと及び同条第2項による措置を現に受けていない者であること。

世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

過去3年間に、東京都内の教育委員会所管の図書館(図書館法に基く公立図書館)の奉仕業務を受託したことがあること。

法人として、「プライバシー・マーク」使用許諾を得ていること。若しくは、「情報セキュリティ・マネジメント・システム」(ISMS)認証を取得していること。又は、少なくともいずれか一方の取得計画があること。

3 応募方法

- (1) 「企画提案要求説明書」に添付の「参加表明書」を提出すること。
- (2) 「企画提案要求説明書」の交付期間 平成23年11月15日から29日まで
- (3) 交付は、中央図書館での手渡し又は、世田谷区のホームページからダウンロードする。
- (4) 「参加表明書」の提出期限 平成23年11月29日(火)午後5時まで

4 招請

参加表明書を提出した事業者のうち、前述2の参加資格を満たした事業者に招請通知を送付する。

5 選定手順等

(1) 1次審査

招請事業者が提出した企画提案書の評価を行い、業者選定委員会はこれに基づき1次審査を行い、3から5社程度を選定する。

(2) 2次審査

1次審査を通過した法人を対象に業者選定委員会がプレゼンテーション及び質疑応答を行い審査する。1次と2次の評価合計で、1事業者を選定する。

6 評価基準

以下のような観点に基づき個別に評価し、結果を集計し総合的に判断します。

従業員の安全衛生に対する配慮に関する考え方

従業員の配置（窓口業務・ローテーション等）に関する考え方

司書の配置予定の有無（予定ある場合は、配置計画など）

書架整理業務に関する考え方

受付事務、接遇に関する考え方

理不尽な要求をする利用者や他の利用者や従業員に危害を加えた来館者の例もあります。図書館の秩序の確保と危機管理についての考え方について、具体的事例をあげて説明してください。

個人情報の保護に関する考え方

従業員の出勤に支障が生じた場合のバックアップ体制

受託業務の維持のための人材確保、従業員の処遇、現場への支援体制に関する考え方

従業員に対する年間の研修体制

区職員との連絡調整に関する考え方

経営状態の安定性

契約実績

業務責任者の経験

経費の妥当性

7 企画提案書の提出期限

平成24年1月5日（木） 午後5時まで

8 担当課

〒154-0016 世田谷区弦巻3-16-8

世田谷区立中央図書館 庶務係 電話 03-3429-1811 FAX 03-3429-7436

9 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 提案に係る一切の費用については、すべて提案者の負担とする

(5) 提案者が提出した書類は公表しない。ただし、法律等に基づく要請等があった場合はこの限りではない。

(6) 提案者からの提出物は、世田谷区の所有とし、返却しない。また、世田谷区では、本件

の目的以外に使用しない。

- (7) 世田谷区が配布する書類・提示した資料は、本事業の応募に係る検討以外の目的で使用することを禁ずる。
- (8) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (9) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号、名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (10) 提案書の作成に際し、区立図書館施設を調査する場合には、写真撮影及び職員への聞き取り等業務に支障となる行為を禁ずる。
- (11) 詳細は、「企画提案要求説明書」による。